

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金（引上げ分）の財源充当について
（令和5年度決算）

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 152,593 千円

（歳出）

・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 （単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	494,234	293,505	33,700	1,200	13,038	152,791
	高齢者福祉事業	521,200	23,445	0		39,135	458,620
	児童福祉事業	178,915	66,023	22,400	44,978	3,578	41,936
	母子福祉事業	1,333	0	600	0	58	675
	小 計	1,195,682	382,973	56,700	46,178	55,809	654,022
社会 保険	介護保険事業	448,045	22,929	0	8,578	32,749	383,789
	国民健康保険事業	154,325	59,173	0	0	7,481	87,671
	小 計	602,370	82,102	0	8,578	40,231	471,459
保健 衛生	高齢者医療事業	357,939	60,832	0	0	23,359	273,748
	病院事業	461,819	0	83,800	4,037	29,404	344,578
	疾病予防対策事業	87,476	32,331	0	7,927	3,712	43,506
	医療提供体制確保事業	990				78	912
	小 計	908,224	93,163	83,800	11,964	56,553	662,744
合 計		2,706,276	558,238	140,500	66,720	152,593	1,788,225
		3,017,776	715,370	358,500	68,930		